

昭和45年国勢調査の概要

調査の時期

昭和45年国勢調査は、昭和45年（1970年）10月1日午前零時（以下、調査時という。）現在によって行なわれた。

調査の根拠法令

昭和45年国勢調査は、統計法（1954年立法第43号）第5条の規定にもとづいて行なわれ、つきの関係告示・規則および訓令が制定された。

指定統計第20号・昭和45年国勢調査としての指定の告示（1970年8月14日告示第276号）

昭和45年国勢調査の実施に関する告示（1970年8月14日告示第277号）

昭和45年国勢調査規則（1970年8月14日規則第121号）

昭和45年国勢調査施行心得（1970年8月14日訓令第24号）

調査の地域

昭和45年国勢調査は調査の時期に琉球列島（琉球政府章典「1952年布令第68号」第1条に規定された地域をいう。）全域において行なわれた。この範囲は、旧沖縄県に相当するもので、つきの諸点を順次むすぶ線によって限られた地理的境界内の諸島、小島、環礁および岩礁ならびに領海をいう。

北緯 28度	東経 124度40分
北緯 24度	東経 122度00分
北緯 24度	東経 133度00分
北緯 27度	東経 131度50分
北緯 27度	東経 128度18分
北緯 28度	東経 128度18分

調査の対象

昭和45年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人である。ここで、「常住している人」とは、当該世帯に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれその住んでいる場所で調査した。しかし、つきの人口については、それぞれつぎに述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

1 学校教育法（1958年立法第3号）第1条に掲げる学校または同法第85条の各種学校に在学している人については、通学のために宿泊している場所（たとえば、自宅、下宿先、寄宿先等）で調査した。

2 病院または診療所に入院している人は、入院してからすでに3か月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外の人は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。

3 船舶に乗り組んでいる人で、陸上に住所を有する人は、その場所で調査し、陸上に住所のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。

4 刑務所、少年院、または拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者および受刑者ならびに少年院の在院者は、その刑務所、拘置所または少年院で調査した。

5 3か月以上にわたって住んでいるところまたは住もうと思っているところがない人は、調査時にその人がいた場所で調査した。

上の定義によって沖縄内に常住している人は、外国人を含めて、すべて調査の対象となつたが、とくにつきの人は調査から除外した。

- 1 沖縄内に駐在する米国民政府および米国領事館に勤務する外国人の職員（その家族を含む。）
- 2 沖縄内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属およびその家族

調査の事項

昭和45年国勢調査では、つきに掲げる事項について調査した。

- (個人について調査した事項)
 - (1) 氏名
 - (2) 世帯主との続柄
 - (3) 男女の別
 - (4) 出生の年月
 - (5) 国籍
 - (6) 配偶の関係
 - (7) 結婚年数
 - (8) 出生児数
 - (9) 現住居への入居時期
 - (10) 従前の常住地
 - (11) 教育
 - (12) 就業状態
 - (13) 従業上の地位
 - (14) 所属の事業所の名称および事業の種類（産業）
 - (15) 仕事の種類（職業）

- (16) 従業地または通学地
- (17) 従業地・通学地までの利用交通手段
(世帯について調査した事項)
- (18) 世帯の種類
- (19) 住居の種類
- (20) 世帯が使用する居住室数
- (21) 世帯の使用する居住室の畠数
- (22) 家計の収入の種類

調査の方法

調査は、企画局統計庁を主管部局とし、行政主席一市町村長の指揮系統を通じて行なわれた。

調査の実施に先立ち、調査の地域全体にわたって昭和45年国勢調査調査区が設定され、調査区の境界を示す地図が作成された。調査区は、一般に1調査区が平均50世帯を含むように設定され、その数は4,617である。

昭和45年国勢調査の実施のため、行政主席により4,617人の国勢調査員が任命され、また、国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などのために、同じく行政主席により297人の国勢調査指導員が任命された。国勢調査員は原則として1人1調査区を受け持ち、9月24日から30日までの間に、受持調査区内を巡回し、世帯名簿および調査区要図を作成し、あわせて調査対象のは握と各世帯への調査票の配布の仕事を行ない、10月1日から5日までの間に、調査世帯を再度訪問して調査票の取集とその内容の検査の仕事を行なった。

調査に用いられた国勢調査調査票は、1枚に6人記入できる連記票で、各世帯ごとに作成された。調査票の記入は、世帯主または世帯の代表者が、その世帯員および世帯について、前述の調査事項のうち（18）世帯の種類を除く事項を調査票に記入して申告し、（18）世帯の種類は国勢調査員が、世帯主または世帯の代表者に質問して記入する方式によつた。

国勢調査員は、調査票の取集および検査の後、調査票の内容にもとづいて調査事項の全事項（ただし、（10）従前の常住地の一部を除く。）を調査個票に転記した。調査個票は直接集計に用いるための2人連記のカードである。

なお、矯正施設地域の調査は、国勢調査特別調査票（矯正施設地域用）を用いて行なわれた。特別調査票は4人連記のカードで、これも調査個票と同様に直接集計に用いられた。

集計および結果の公表

集計は、人口概数を除いてすべて総理府統計局において

行なわれた。集計の種類は大別して、人口概数、人口確定数、基本集計、従業地・通学地集計、1%抽出集計、20%抽出集計および人口移動詳細集計からなる。人口概数は、市町村要計表にもとづき、また、人口確定数は調査票にもとづいて算出され、すでに公表された。また人口移動詳細集計を除くその他の集計は、すべて調査個票を光学式読取装置によって磁気テープに読み取り、電子計算機を用いて集計する。

基本集計および従業地・通学地集計は、全数集計（ただし、一部の事項については抽出集計）の方法により行ない、1%抽出集計、20%抽出集計および人口移動詳細集計は抽出集計の方法により行なう。

1 人口概数

昭和45年国勢調査による最初の結果数字として、市町村で作成した要計表にもとづいて算出した沖縄市町村別の男女別人口および世帯数を昭和45年11月30日に公表し、12月16日に「昭和45年国勢調査沖縄・市町村別人口概数」として刊行した。

2 人口確定数

人口確定数は、調査票の記入にもとづいて、沖縄市町村別に集計した。人口確定数の結果は、昭和46年4月に公報に告示し、さらにこれを報告書にまとめ、昭和46年5月に「昭和45年国勢調査沖縄・市町村別人口（確定数）」として刊行した。

3 基本集計

基本集計は、昭和45年国勢調査において調査された人口および世帯の属性に関する結果のうち、最も基本的な集計結果をまとめて表章したものである。基本集計の結果は、沖縄・市町村および国勢統計区分別に、ほぼ同じ様式で表章されるが、国勢調査調査区分には簡略化した結果表が作成される。基本集計の結果のうち、沖縄・市町村別の結果は「昭和45年国勢調査報告沖縄編」に含まれている。

なお、国勢統計区・調査区分の集計結果については結果プリント等をもって公表する。

総理府統計局においては、各都道府県に関する基本集計の結果を「昭和45年国勢調査報告第3巻都道府県・市区町村編」として刊行するが、全都道府県の基本集計の完了後、日本全国についての結果（沖縄を含んだ全国も参考として掲載する。）を昭和47年12月までに、「昭和45年国勢調査報告第2巻全国編」として、また、国勢統計区分結果を沖縄分も含めて昭和48年3月までに「昭和45年国勢調査報告第4巻国勢統計区編」として刊行する予定である。

4 従業地・通学地集計

他の親族に就業者のいる場合、調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者を世帯主に代わるものとした。また、同居人、家事使用人、営業使用人がいても、その属性は考慮していない。

住居の種類

住居は、普通世帯および1人の準世帯についてつぎの二つに区分した。

住宅——一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建てられ、または改造された永続性ある建物(完全に区画された建物の一部を含む。)をいう。

1戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などの各居住部分が相互に完全に区画され、独立した家庭生活を営むことができる構造になっている場合は、各居住部分ごとに1戸の住宅になる。なお、店舗や作業所つきの住宅もこれに含まれる。

寄宿舎・その他一寄宿舎、寮など生計をともにしない単身者の集まりを居住させるために建てられ、または改造された建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの住宅でない建物をいう。仮小屋、天幕小屋など臨時応急的に造られた住居なども、これに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅の所有の関係は住宅に住む普通世帯についてのみ、つぎの五つに区分した。

持ち家——その世帯が所有している住宅をいう。この場合、からずも登記の有無を問わず、また分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営借家——その住宅に居住する世帯が借りている住宅が、市町村営住宅、琉球土地住宅公社の賃貸住宅の場合をいう。

民営借家——その世帯が借りている住宅で公営、公團、公社の賃貸住宅、アパートおよび給与住宅でないものをいう。

給与住宅——会社、官公庁、団体などが所有または管理していて、その職員、労務者の職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅をいう。この場合、家賃の支払いの有無は問わない。

間借り——他の世帯の住んでいる住宅(持ち家、公営借家、民営借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合をいう。

室数、畳数

室とは、居住室のことで居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室、ダイニング・キッチン(食堂兼台所)などでその世帯が使用している居住用の室をいう。したがって玄関、台所、便所、浴室、廊下などや店、事務室など営業用に使っている室は、居住室に含めない。

畳数とは、この居住室の畳数をいい、畳のしいてない居住室も畳数に換算して含めた。

人口集中地区

人口集中地区は、市部・郡部別地域表章が町村合併、新市の創設による市域の拡大などにより、かならずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなつた事情にかんがみ、本土においては昭和35年国勢調査ではじめて設定された。沖縄においては今回の調査より設定されたものである。

昭和45年国勢調査人口集中地区の設定にあたっては、

- (1) 昭和45年国勢調査調査区を基礎単位地域として
- (2) 市町村の境域内で人口密度の高い調査区(人口密度1平方キロメートルあたり4,000人以上)が隣接して
- (3) 昭和45年国勢調査により、人口5,000人以上を有する地域を構成する場合、この地域を人口集中地区とした。

人口集中地区的境界を示す地図は、巻末に収録されている。

国勢統計区

従来の国勢調査の主要な結果は、市町村を単位として表章されてきたが、ここ十数年前から促進されてきた市町村合併のため市の境域が広大となり統計表章の単位としては行政上不十分となってきた。そこで今回の国勢調査では、この広大な都市の区域を行政上役立つような統計表章の地域に区分し、これを国勢統計区とした。

この国勢統計区は、つぎのような原則により設定されている。

- (1) 原則として人口20万以上の都市(東京都の23区を含む)および人口20万に達しない県庁所在市を対象に設定した。
- (2) 昭和44年10月1日現在によって設定した。
- (3) 国勢統計区の人口の大きさは、ほぼ1万人程度を標準とし、特殊な地域を除き、最低は5,000人を下回らず、最高は2万人を上回らないことを原則とした。

(4) 国勢統計区の境界は、時系列比較を可能なものとするため、長期間変更しないことを原則とした。

国勢統計区に関する統計表は総理府統計局において「昭和45年国勢調査報告第4巻国勢統計区編」として刊行するほか、未収録統計表(「付2本報告に掲載されていない統

計表一覧」参照)として総理府統計局、琉球政府統計庁および市で保管し、一般の利用にも供することにしていく。

なお、国勢調査区に関する詳細については、「昭和45年国勢調査報告第4巻国勢統計区編」を参照されたい。